事務所通信

2016 年 11 月号　No.137

（　富有柿　）

CONTENTS

- 所長コメント
  … お金を追うな、仕事を追え　P1
- 支払先のマイナンバー取得　P2
- 社会保険の加入対象　P3
- 日本の石　P4
- 税務Q＆A　P5
- お知らせ　おもしろ雑学　P6
- 休日カレンダー　職員雑記　P7

～お客様の発展を願い、喜ばれる事務所をめざします～

加藤輝守税理士事務所

〒941-0057　新潟県糸魚川市南寺町 3-7-7

TEL　025-552-0678　　FAX　025-552-3824

ホームページアドレス　http：//www.katozeirishi.jp

お金を追うな、仕事を追え

利益は、「目的」ではなく「目標」である。

利益を出すのは、社長や会社の義務ですが、それを「目的」にしている企業は働く人が疲弊しています。利益はあくまでも「目標」です。

目的とは最終的に行きつくところや存在意義です。何のために会社が存在しているかの根本的なことで、「ビジョン」や「理念」に表現されているものです。良い商品やサービスでお客さまや社会に貢献し、働く人を幸せにするのが、企業の存在意義です。株主に貢献するのも存在意義です。

利益にこだわらなければならないのは、それが、「良い仕事」をしているかどうかの尺度であるとともに、社会や働く人を発展させる手段だからです。

「利益のため」ではなく、「利益が出るくらい」の良い仕事をしなければならないのです。藤本幸邦老師は「お金を追うな、仕事を追え」とおっしゃいました。

良い仕事をまず優先しろということです。常に「良い仕事」を追求し、その結果、高収益企業をつくるのが、社長の仕事です。

社長は、遠い将来を見据えて、環境の変化を予測し、会社の方向づけを行う。

社長は根本的には、次の三つを行わなければいけません。

① 会社の方向づけ

② 資源の最適配分

③ 人を動かす

これらのすべてについて、未来を見据えて行っていく必要があります。

環境の変化の兆しを常にとらえ、将来の大きな変化を予測し、それに向けて会社を変化させていくのが、社長の仕事です。

社長は常に、世界経済の大きな動きと社会の変化をとらえ、それに基づいて、中長期的な会社の方向づけを行います。部下は、短期的な動向には対応してくれるかもしれませんが、中長期的な方向づけは社長以外に行う人はいません。そのためには、常に、素直で謙虚な姿勢で人の話や新聞や本から、活きた情報を取り入れていくことが必要です。

（ 社長の心得　小宮一慶著より ）

支払先のマイナンバー取得

今年からマイナンバー制度が始まり、実務では来年1月末が提出期限となる平成28年支払い分の法定調書からマイナンバーの記載が必要となります。

記載が必要な法定調書とは、次の書類です。

給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、不動産の使用料等の支払調書（ただし、年間15万円以下の場合は提出不要です）

支払先からマイナンバーを取得する。

士業（税理士、弁護士、司法書士、社会保険労務士など）、講演の講師料や原稿の報酬、不動産オーナーへの賃料等の支払調書の作成事務に必要である旨を説明し、提示してもらい確認する必要があります。

また、郵送やメールによって取得する場合も、利用目的を明示し通知カードや、マイナンバーカードのコピーを貼付等してもらい、確認する必要があります。（誤送信等、情報漏えいに充分注意してください。）

従業員等からの取得もれに注意！

再度取得する必要はありませんが、結婚や出産等で増えた人や今年入社した社員やパート、アルバイトからの取得。

短期間雇用し、すでに退職したパートやアルバイトからの取得もれ等、気を付けてください。

＜　斉　藤　＞

社会保険の加入対象

パート・アルバイトの皆さんへ

平成28年10月1日から
社会保険の加入対象が広がります

※対象は従業員 501 人以上の会社です

パートタイムやアルバイトとして働いている皆さん、平成 28 年（2016 年）10 月 1 日から厚生年金保険・健康保険（社会保険）の加入要件が、これまでの「週 30 時間以上労働」から広がることをご存じですか？社会保険に加入すると、将来の年金が増えたり、医療保険の給付が充実したりするなど、より手厚い保障を受けることができます。

社会保険の何が変わるの？

加入対象が「週 20 時間以上」働く方などに広がります。日本に住む 20 歳以上の方や、一定の条件を満たす条件で働く方は、公的年金制度（国民年金や厚生年金保険）と医療保険制度（健康保険など）に加入することになっています。

これまで（平成28年9月30日）

所定労働時間が**一般的に「週30時間以上」である方**

平成28年10月1日から

所定労働時間が**一般的に「週30時間以上」**である方または下記のすべてを満たしている方（今回新たに適用対象となる方）

- 所定労働時間が**「週20時間以上」**
- **月額賃金8.8万円以上**
- 勤務期間1年以上見込み
- 学生は除外
- 従業員規模501人以上の企業

年金制度の仕組み

（数値は平成27年3月末）

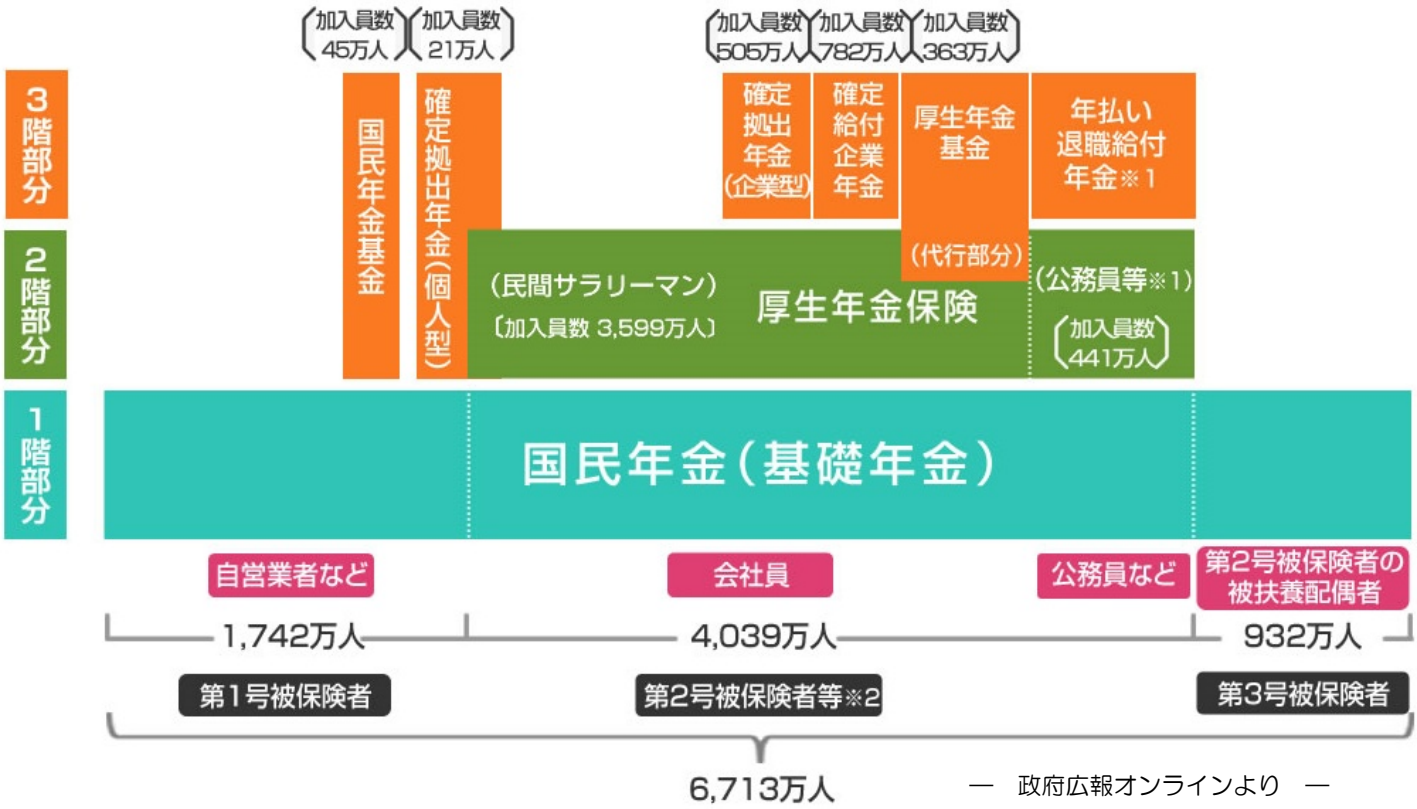

― 政府広報オンラインより ―

＜ 小林（恭） ＞

日本の石

9 月 24 日に日本鉱物科学会が、金沢市で行われた総会で「日本の石（国石）」に“ひすい”を選定しました。自然金や水晶など 5 種類の候補から、会員による投票で決定しました。“ひすい”は、糸魚川市が平成 20 年（2008 年）に市の石に選び、今年 5 月には日本地質学会が新潟県の石として選んでいました。では改めて“ひすい”とは、どのような石なのでしょうか？

● ひすいって何？

ひすい（翡翠）は宝石の一種で、特に東洋で人気の高い宝石です。

● 日本のひすいの産地

糸魚川地域（青海・朝日・小谷・白馬を含む）が最大の産地です。

このほか、鳥取県若桜（わかさ）町、兵庫県養父市大屋（おおや）、岡山県新見市大佐（おおさ）、長崎県長崎市（三重・琴海）、北海道旭川市・幌加内町、群馬県下仁田町、埼玉県寄居町などからひすいが発見されます。

● 世界のひすいの産地

ミャンマー、ロシア、カザフスタン、アメリカ、グアテマラなど

● 日本でひすいの利用

約 5,000 年前の縄文時代中期に糸魚川で縄文人がひすいの加工を始めました。これは世界最古のひすいと人間の関わり（ひすい文化）です。

その後、弥生時代・古墳時代を通じてひすいは非常に珍重されましたが、奈良時代以降は全く利用されなくなってしまいました。そのため、糸魚川でひすいが採れることも忘れ去られ、日本にはひすいの産地はなく、遺跡から出るひすいは大陸から持ち込まれたものと昭和初期まで考えられていました。

● ひすいの発見

昭和 13 年（1938 年）、夏前のこと。糸魚川の偉人・相馬御風が知人の鎌上竹雄さんに、昔、糸魚川地方を治めていた奴奈川姫がひすいの勾玉をつけていたので、もしかするとこの地方にひすいがあるのかもしれないという話をしたそうです。

鎌上さんは親戚の糸魚川市小滝に住む伊藤栄蔵さんにその話を伝え、伊藤さんは地元の川を探してみることにしました。

伊藤さんの住む小滝を流れる小滝川に注ぐ土倉沢の滝壷で緑色のきれいない石を発見しました。この緑の石は鎌上さんの娘さんが勤務していた糸魚川病院の院長だった小林総一郎医師の親類の東北大学理学部岩石鉱物鉱床学教室の河野義礼先生へ送られました。

河野義礼先生による現地調査の結果、ひすいであることが科学的に確認され、昭和 14 年（1939 年）に『岩石砿物砿床学』という東北大学が中心となって発行していた学術雑誌に論文が掲載されました。

＜　堀　田　＞

Q．　年末調整の後に扶養親族等の人数が異動したときは
どのような手続きが必要でしょうか。

A．　年末調整は、その年最後の給与を支払うときに行いますので、扶養控除や配偶者控除は、最後の給与を支払う日現況で判断することになります。

しかし、年末調整が終わった後その年の12月31日までの間に、控除対象扶養親族などの人数が異動する場合があります。

所得税法では、その年の12月31日の現況で控除対象扶養親族などの判定を行うことになっています。

例えば、その年の12月31日までに結婚して控除対象配偶者を有することとなった場合は、年末調整のやり直しをすることができます。

年末調整のやり直しを行うときには、その年分の源泉徴収票を作成・交付する日までに本人から「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けてください。

なお、年末調整のやり直しをしない場合には、役員や使用人本人が、確定申告によって所得税及び復興特別所得税の還付を受けることができます。

一方、子供が結婚などをして、控除対象扶養親族などの数が減る場合があります。この場合にも、本人から「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の提出を受け、年末調整をやり直して不足している税額を徴収してください。

なお、徴収不足税額がある場合の年末調整のやり直しについては、その異動があった年の翌年の1月末日以降であっても行う必要があります。

＜　山　本　＞

研　修　予　定

日　　時	研　修　内　容	場　　所	講　　師	参加費
１１月２１日(月) １８：００～	テルモ経営研究会 仕事の原点 ～人づくり～	加藤輝守税理士事務所 ２Ｆ　セミナールーム	税理士 加藤輝守	1,000円

加藤輝守税理士事務所は、中小企業経営力強化支援法に基づく
経営革新等支援機関に認定されました！！

経営革新等支援機関から支援を受けるメリットとして…

①信用保証協会の保証料の引き下げ　②低金利での融資制度　③各種補助金制度
④商業・サービス業等投資減税制度　などが挙げられます。ぜひご活用ください。

お客様をご紹介ください

ご友人やお知り合いの方で、税務・会計でお困りの方、
企業経営について相談してみたい等々ありましたら、是非ご紹介ください。

会社の広告お手伝いします

お客様の広告チラシ等がございましたら月一回発行の事務所通信に同封いたします。お気軽にお申し付け下さい。

◇◆◇　おもしろ雑学　◇◆◇

「立冬」

１１月７日は立冬です。
立には、新しい季節になると言う意味があります。
立春、立夏、立秋と同様に季節の節目です。だんだん寒くなりますね。

（担当：　池　亀　）

■■■■　休日カレンダー　■■■■

１１月（ 霜月 ） Ｎｏｖｅｍｂｅｒ

日	月	火	水	木	金	土
		１	２	３ 文化の日	４	５ 斉藤・山田
６	７	８	９	１０	１１	１２ 山口・堀田
１３	１４	１５	１６	１７	１８	１９ 小林・池原
２０	２１ テルモ経営研究会	２２	２３ 勤労感謝の日	２４ 融資相談会	２５	２６
２７	２８	２９	３０			

・網掛けの日が当事務所の休日です。

（名前の記入されていない土曜日は、全員出勤となっています。）

１１月の税務

１１月１０日　平成２８年１０月分の源泉所得税・住民税の納付
　　所得税予定納税額（第２期分）の納付
１１月１５日　所得税予定納税額（第２期分）の減額申請
１１月３０日　平成２８年９月決算法人　法人税等・消費税等確定申告・納付
　　平成２９年３月決算法人　法人税等予定申告・消費税等中間申告・納付
　　平成２９年６月、平成２８年１２月決算法人　消費税の中間申告、納付
　　１１月決算法人の消費税等各種届出書提出

◇◆　職員雑記　◆◇

最近天災が多発しています。８月の台風１０号や１０月に発生した鳥取県中部地震など甚大な被害が発生しています。

糸魚川では焼山の火山活動が活発化しています。皆様いざ天災が起きた時の備えはしっかりしていますか？私も避難装備を確認していざという時のために備えたいと思います。

＜　倉　又　＞